



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした林業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告のいずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の**50%以下**であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下**であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。

※ 2019年の平均月収は、申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。

※ **青色申告者**は、「2019年の平均月収」ではなく、「所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額に記載された月収」の50%以下かどうかで判断することもできます。

給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

- ✓ **青色申告者**で、**月当たりの事業収入の変動が大きい方**は、原則に代えて、特例の計算方法（**季節性収入特例**）を**選択可能**です。（詳しくは裏面）

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」を装った
詐欺にご注意下さい

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者で月別売上（収入）金額の比較で要件を判断する場合には、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも可。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、**持続化給付金ホームページ**をアクセス！

持続化給付金

検索



給付額の計算例

青色申告者は、所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額でも比較できます！

2019年 (計480万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算（4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月**を申請者が**任意**で**選択**できます。

給付額 100万円

季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす**青色申告者**は、次の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月（任意）の事業収入の合計**が、**前年の同じ期間（基準期間）の収入の合計**と比べて、**50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計**が**前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = **基準期間の事業収入の合計**
- **2020年の連続する3か月の事業収入の合計**

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30～19:00**（5～6月：毎日、7～12月：土曜以外の日）